

旭川市不良空き家住宅等除却費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の安心につながる安全なまちづくりを推進するため、不良空き家住宅等の除却に要する費用の一部を補助する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項の空家等で、概ね1年以上居住者のいないものをいう。
- (2) 不良空き家住宅 空き家であり、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第5項の「不良住宅の判定の基準」による評点が100点以上の住宅をいう。
- (3) 特定空き家住宅 法第2条第2項の特定空家等で、別表「空家等の危険度判定基準」による評点が75点以上の住宅をいう。
- (4) 管理不全空き家住宅 法第13条第1項の管理不全空家等で、別表「空家等の危険度判定基準」による評点が75点以上の住宅をいう。
- (5) 不良空き家住宅等 不良空き家住宅、特定空き家住宅及び管理不全空き家住宅をいう。
- (6) 除却工事 不良空き家住宅等を除却する工事をいう。

(対象住宅)

第3条 補助金の対象とする住宅は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する不良空き家住宅等とする。

- (1) 市街化区域内に存し、倒壊した場合に近隣家屋若しくは道路に被害をもたらすおそれがあると認める住宅又は防火地域若しくは準防火地域に存する住宅であること。
- (2) 専用住宅(長屋であって居住のため区分所有している部分を含む。)又は延べ面積の1/2以上を居住の用に供する兼用住宅であること。
- (3) 不良空き家住宅等の所有権を有する者が複数いる場合は、建物を除却することに関し、あらかじめ

め、その全ての者から同意を得ている住宅であること。

- (4) 不良空き家住宅等に抵当権その他の権利（所有権を除く。）を有する者がいる場合は、建物を除却することに関し、あらかじめ、その全ての者から同意を得ている住宅であること。
- (5) 補助を受ける目的で故意に破損させたもの以外の住宅であること。
- (6) 国又は地方公共団体による除却に関わる補助を受けていない住宅であること。

（対象者）

第4条 この要綱における補助金交付の対象とする者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者（個人に限る。）であること。

ア 除却しようとする不良空き家住宅等の所有者として、登記簿又は固定資産の課税台帳に記載されている者（所有者が複数である場合又は区分所有である場合は代表者）

イ アの相続人（複数人いる場合は代表者）

ウ 除却しようとする不良空き家住宅等の所在する土地（以下「所在地」という。）の所有者として、登記簿又は固定資産の課税台帳に記載されている者（所有者が複数である場合は代表者）

- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 当該年度において、本人又は同じ世帯の者が当補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 当該年度において、本人又は同じ世帯の者が所在地（当該所在地と連続する土地を含む。）における旭川市地域材活用住宅建設補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者には該当しないこと。

（対象除却工事）

第5条 補助金の対象とする除却工事は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する除却工事とする。

- (1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の北海道知事の解体工事業者登録を受けた者又は建設業法（昭和24年法律第100号）別

表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者で、本市内に営業所等を置く除却施工者が施工する除却工事であること。

- (2) 交付対象不良空き家住宅等の全部を除却し、更地にする工事であること。ただし、塀や門、工作物の一部等で、残置することの特別な理由が認められる場合はこの限りではない。
- (3) 当該除却工事において除却しようとする建築物が区分所有建築物の場合は、同一敷地内で申請者が所有する部分の全てを除却する工事（当該工事に伴う残りの区分所有建築物部分の復旧等、必要最小限の補修工事を含む。）であること。
- (4) 第11条第1項の交付決定を受ける前に除却工事の契約及び着手をしていない工事であること。

（補助金の額の算定方法）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げるもののいずれか低い額とする。

- (1) 不良空き家住宅等の住宅部分の除却工事費の3分の1以内の額（消費税相当額を除く。千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）
- (2) 国土交通大臣が国の補助金額の算定基準として定める標準除却費のうちの除却工事費に10分の8を乗じて得た額の2分の1以内の額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）
- (3) 300,000円

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を求める申請（以下「交付申請」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて提出することにより行う。

- (1) 補助対象部分の除却工事費の見積書
- (2) 除却工事の工程が確認できる書類
- (3) 申請者の要件を満たすことが確認できる書類
- (4) 申請者の市税の納税証明書（完納証明書）
- (5) 除却施工者の要件を満たすことが確認できる書類

2 申請を受け付ける期間は、別に定める。

(交付予定者の選定)

第8条 受付期間内の申請によって、補助金の額の合計がこの要綱による補助金の毎会計年度予算額(以下「予算額」という。)を超えなかったときは、補助金の交付申請者全員を交付予定者とする。ただし、既に補助金の不交付の決定をした者を除く。

2 受付期間内の申請によって、補助金の額の合計が予算額を超えたときは、「不良住宅の判定の基準」及び「空家等の危険度判定基準」による評点の合計(以下「合計点」という。)が高い順により交付予定者を決定する。ただし、合計点が同一の場合は、「空家等の危険度判定基準」による評点が高い方を上位とする。

3 前項の合計点及び「空家等の危険度判定基準」による評点が同一の場合は、抽選により交付予定者を決定する。

4 第2項及び第3項により交付予定者にならなかった者のうち、合計点上位の者から順番に順位を付け、予算額に余裕が生じたときは、その順位により繰り上げて交付予定者とすることができる。

(補助対象の調査)

第9条 第7条第1項の補助金の交付申請を行おうとする者は、交付申請に先立ち、補助の要件を満たす住宅であるかどうかの調査を建築物調査申込書(別記第2号様式)により行うことができる。

2 前項による申し込みがあったときは、書類審査及び現地調査により不良空き家住宅等の調査を行い、その結果を建築物調査結果通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(追加募集期間の補助金の交付申請)

第10条 第7条第2項の受付期間内における申請による補助金の額の合計が、予算額に満たなかった時は、受付期間を延長して申請を受け付ける。

2 延長する期間は別に定める。ただし、この期間における交付予定者の決定は受付順とし、補助金の合計額が予算額に達したときは、その延長する期間内であっても受付を締め切る。

3 前項により受付を締め切った場合であって、締め切り後に予算額に余裕が生じたときは、第2

項の延長する期間内に限り受付を再開する。

4 第7条第1項の規定は、第1項の申請の場合について準用する。

(交付決定)

第11条 交付申請内容が、第3条から第5条までの規定による要件に該当すると認めるときは、第6条において算定した補助金の額の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

2 交付申請内容が第3条から第5条までの規定による要件に該当すると認められないときは、補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知する。

3 補助金の額の交付を決定する場合において、その目的を達成するため、除却工事の実施等について必要があると認めたときは、補助金交付について条件を付すことができる。

(申請の変更)

第12条 第11条第1項の交付決定後における申請内容の変更は、その変更内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金変更申請書（別記第6号様式）により行う。

(1)除却工事内容の変更

(2)除却工事費用の変更

(3)除却工事請負契約を締結する事業者の変更

2 前項の申請書に次の各号に掲げる書類を添付する。

(1) 除却工事費が変更になる場合は、除却工事に要する費用の見積書

(2) 変更内容を確認できる書類

(申請の変更の決定)

第13条 第11条第1項の規定は前条の変更の申請の場合に準用する。この場合において、「補助金交付決定通知書（別記第4号様式）」とあるのは、「(変更)決定通知書（別記第7号様式）」と読み替える。

2 第1項において準用する第11条第1項の審査の結果、変更を承認しないときは、その旨を書

面により申請者に通知する。

(補助金の辞退)

第14条 補助金の交付申請及び交付決定の辞退の手続は辞退届(別記第8号様式)を提出することにより行う。

2 前条の辞退届の提出があった場合は、従前の交付申請又は交付決定を取り消し、補助金不交付決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知する。

(完了報告)

第15条 第7条第1項の申請に係る除却工事が完了したときは、完了実績報告書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて報告を行う。

(1) 除却工事請負契約書の写し

(2) 工事施工前、工事施工中及び工事完了後の写真

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項の産業廃棄物管理票E票の写し

(4) 工事代金の支払を確認できる書類の写し

(補助金の額の確定)

第16条 前条の報告があったときは、当該報告の内容の審査又は現地調査を行う。この場合において、除却工事が適切に完了したと認めるときは、第6条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(別記第10号様式)により申請者に通知する。

2 前項の審査等の結果、除却工事が適切に完了していないと認めるときは、申請者に対し必要な是正の措置を講ずるよう指導をする。

3 必要な是正の措置を講じた場合は、その旨を報告する。

4 前項の措置を講じた旨の報告があったときは、当該報告の内容の審査又は現地調査を行う。この場合において、第1項後段の規定を準用する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 補助金の交付を決定した除却工事において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、取消しに係る部分に関し期限を定めその返還を命ずる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 別に定める期日までに申請者が書類の提出を行わなかったとき
- (3) 第19条による調査に協力しなかったとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不相当と認める事由が生じたとき

(理由の提示)

第18条 第16条第2項により指導するとき又は前条により交付決定を取り消すとき若しくは補助金の返還を命ずるときは、その理由を付して、申請者に通知する。

(調査への協力)

第19条 この要綱による補助事業を適正に執行するに当たり、除却しようとする不良空き家住宅等又はその所在地について調査が必要なときは、申請者に協力を求める。

2 前項の協力が得られないときは、第17条第4号により補助金の交付決定を取り消すことがある。

(その他)

第20条 第7条第1項、第9条第1項、第12条第1項及び第15条に定める手続において、当該事務処理に必要な場合は、書類の提出を求めることができる。

2 第7条第1項、第9条第1項、第12条第2項及び第15条に定める手続において、特に必要な理由があると認める場合は、その申込書、申請書又は報告書に添える書類の代替となる書類の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

空家等の危険度判定基準(建物)

評価区分	評価項目	評価内容	配点	評点*2	備考	
1	① 基礎 土台 柱 はり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		・ 傾斜*1が $d/h < 1/60$ の場合	
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		・ 傾斜*1が $1/60 \leq d/h \leq 1/20$ の場合	
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		・ 傾斜*1が $d/h > 1/20$ の場合	
	② 外 壁	ア 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15			
		イ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴が生じているもの	25			
		③ 屋 根	ア 屋根葺材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りがあるもの		15	
	③ 屋 根	イ 屋根葺材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25			
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50			
		2	① 破損している 構造材、外装 材及び付帯設 備等	ア 強風や自然災害等により、破損部材等が近隣周辺に飛散や落下のおそれがあるもの	25	
	イ 強風や自然災害等により、破損部材等が著しく煽りを受け、近隣周辺に飛散や落下する危険のあるもの			50		
3	① 防災・防犯に 係る措置等	ア 外部建具(ガラス舎)の破損が著しく、不特定者の侵入等のおそれがあり、防災・防犯上極めて支障のあるもの	10			
評 点 計						

*1 傾斜とは、傾斜部位における水平距離(d)を垂直距離(h)で除したものをいう。

*2 評価にあたり、一の評価項目につき該当評点が2又は3ある場合においては、当該評点項目についての評点は、該当評点内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。